

成瀬台エンジョイクラブ 会 則

<名称及び所在>

第1条 この会は、成瀬台エンジョイクラブ（以下「本会」という）と称し、事務所（本部）を会長宅に置く。

<目 的>

第2条 本会は、会員が地域社会の一員として、社会貢献をするとともに、相互の親睦を図りつつ、健康で明るい生活を送ることを目的とする。

<活 動>

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 社会奉仕活動（公園、集会所等の美化清掃、自治会、学校への協力等）
2. 友愛活動（一人暮らし、寝たきり高齢者への友愛訪問等）
3. 健康増進活動（健康体操、グラウンドゴルフ、ハイキング、太極拳、卓球、ゴルフ等各種スポーツ）
4. 生きがいを高める活動（囲碁、将棋、麻雀、カラオケ、ガーデニング、カメラ、パソコン、社会見学等）
5. その他の社会活動（他地域との交流、研修等）
6. 前各号に付帯、関連する一切の活動

<中 立>

第4条 本会は、政治上及び宗教上中立とする。

<会 員>

第5条 本会の会員となることができる者は、町田市民であり成瀬台地区ないし近隣地区に居住し、本会の目的に賛同する概ね55歳以上の者とする。

<会 費>

第6条 会員は、入会の申出をするときないし毎年度初めに当該年度分会費全額を支払うことにより、その資格を取得ないし継続維持するものとする。

- 2 会費は、一世帯年額1,200円とする。
ただし、10月1日以降の入会者は当該年度の会費を600円とする。

<組 織>

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|----|---------|----------|
| 1. 会 長 | 1名 | 2. 副会長 | 2名以上5名以内 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 会計監査 | 1名 |
- 2 必要に応じて、本会に顧問並びに相談役等を置くことができる。

<任 期>

第8条 役員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

- 2 最初の役員の任期は、平成17年4月30日までとする。
- 3 役員は、総会において会員の互選により選出する。

<総 会>

第9条 総会は、毎年4月に招集する。ただし、必要に応じて随時招集することができる。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。会長に差し支えがあるときは、他の役員がこれに代わる。
- 3 総会の決議は、出席会員の過半数をもってこれを決する。
- 4 総会の議事については、議事録を作成する。

<役員会>

第10条 役員会は、第7条に定める役員によって構成し、会長の招集により随時開催する。

＜運営委員会＞

第11条 運営委員会は、第7条に定める役員及び第12条に定める同好会世話人によって構成し、会長の招集により随時開催する。

＜同好会＞

第12条 本会は、第3条に定める活動を行うため、同好会を置く。

- 2 同好会の結成、変更、解消は、世話人を定めてこれを届け出るものとする。
- 3 同好会の構成員は、その必要経費を随時負担するものとする。
- 4 同好会は、会から交付を受けた金銭の使途についての会計報告、各事業年度の活動計画及び活動の実態を報告するものとする。

＜地区世話人＞

第13条 本会は、会員に対する諸手続き・資料配布等を行うために、地区ごとに地区世話人を置く。

- 2 地区割りは、運営委員会において決定する。
- 3 地区世話人は会長が指名し、その交代は地区世話人が会長に届ける。
- 4 地区に属さない会員に対する諸手続き・資料配布等は、その会員の所属する同好会世話人が行う。

＜経 費＞

第14条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他の収入によりこれをまかなうものとする。

＜会計年度＞

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

＜簿冊・記録＞

第16条 本会に次の簿冊又は電磁式記録を備え、会員の求めがあれば、その全部または一部を閲覧することができる。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 会則並びに規定類 | 5. 金銭出納簿及び帳票類 |
| 2. 会員名簿 | 6. 備品台帳 |
| 3. 総会議事録 | 7. 活動報告書 |
| 4. 予算及び決算書 | 8. その他必要な簿冊又は電磁式記録 |
- 2 前項各号の簿冊又は電磁式記録のうち、4,5号のそれは、5年間、その他は、翌年会計年度末日まで保存するものとする。

＜細則等の設定＞

第17条 会長は、役員会の議決を経て、本会の運営上必要とする細則等の定めを設けることができる。

＜会員の遵守事項＞

第18条 会員は、本会の運営管理、その他付随する関連行事の活動に対していかなる対価も請求してはならない。

- 2 本会の活動を通じて知りえた個人の情報は、他に漏らしてはならない。

付 則

- 1 本会則は、2004年4月15日から施行する。
- 2 本会則は、2005年4月17日から改正施行する。
- 3 本会則は、2008年4月19日から改正施行する。
- 4 本会則は、2011年4月16日から改正施行する。
- 5 本会則は、2013年4月13日から改正施行する。
- 6 本会則は、2020年4月14日から改正施行する。